証券コード　7581
2026年11月12日
（電子提供措置の開始日2026年11月5日）

株主各位

埼玉県吉川市旭2番地5
株式会社サイゼリヤ
代表取締役社長 松谷　秀治

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第54期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第54期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.saizeriya.co.jp/corporate/index.php

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2026年11月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2026年11月27日（金曜日）午前11時（受付開始　午前10時）

2. 場　　所　埼玉県越谷市南越谷1－2876－1
越谷コミュニティセンター（サンシティホール）
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品(お土産)の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第54期（自　2025年9月1日　至　2026年8月31日）
 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（自　2025年9月1日　至　2026年8月31日）
 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第3号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額改定および取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第5号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

～～～

議決権行使方法についてのご案内

＜議決権を行使くださいますようお願い申しあげます＞

►下記４つの方法がございます。

◇郵送によるご行使

行使期限　**2026年11月26日（木曜日）午後５時**

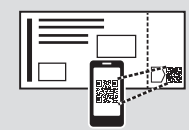
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。



◇スマートフォンによるご行使

行使期限　**2026年11月26日（木曜日）午後５時**

同封の議決権行使書用紙の右下のＱＲコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取りいただき、行使期限までに賛否をご入力ください。



◇インターネット（パソコン）によるご行使

行使期限　**2026年11月26日（木曜日）午後５時**

当社の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトＵＲＬ】https://evote.tr.mufg.jp/



◇株主総会へのご出席

株主総会開催日時　**2026年11月27日（金曜日）午前11時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



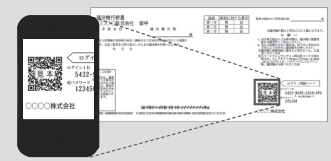
機関投資家の皆さまへ　議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。
なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

スマートフォンの場合
QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、**「ログインＩＤ」「仮パスワード」の入力が不要**になりました。
同封の議決権行使書副票（右側）に記載された**「ログイン用ＱＲコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

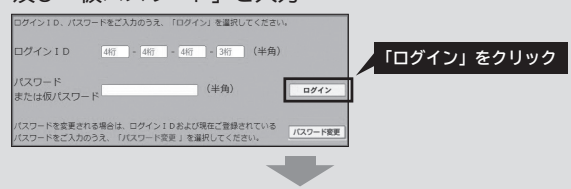


ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法
議決権行使サイトのご利用方法

❶ 議決権行使サイトにアクセスする



❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン　ＩＤ」及び「仮パスワード」を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項　(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前２時30分から午前４時30分までは取り扱いを休止します。)

(2) 議決権行使のお取り扱い
1. 書面とインターネット等により二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット等によって複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(3) システムに関する条件
議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱ 証券代行部
0120-173-027（通話料無料） 受付時間：午前９時から午後９時まで

事　業　報　告

（自　2025年9月 1日
至　2026年8月31日）

1．当社グループの現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかに回復しており、今後も雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されております。国内では、自然災害の影響を注視する必要があるものの、消費者マインドが下げ止まりつつあり、個人消費には、持ち直しの動きがみられます。しかしながら、国外では、中東情勢の影響、中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響、アメリカの通商政策による影響などが、引き続き、わが国の景気を下押しするリスクとなっております。

外食産業におきましては、賃上げの効果等により、実質所得が増加に転じる中で、個人消費が増加しておりますが、一昨年より続く、円安による食材価格の上昇、中東情勢の影響によるエネルギー価格上昇は継続しており、引き続き、消費者マインドの動向に留意が必要な経営環境となっております。

このような状況のもと当社グループといたしましては、世界中の人々においしくて健康的なイタリアの家庭料理を店舗で便利に楽しく食べていただくことを目指し、さまざまな施策に取り組みました。サプライチェーン構築のため商品関連部門の組織変更を行い、商品開発、調達、加工、保管、物流に関して、グローバルな視野で取り組むことができる組織へ変更しております。QRコードと顧客の携帯端末を使った注文方式の導入については、2025年12月末で、全店舗への導入が終了しております。今後もこのような取り組みを進め、お客様の利便性の向上と収益力の底上げを行ってまいります。また、来店頻度向上のためには、年間を通して、季節のデザートの販売を行っており、新顧客獲得のためには、忙しい朝もおいしくて健康的な朝食を楽しんでもらえるよう朝食限定メニューの販売を始め、順次、販売店舗を拡大しており、2026年1月には東北(福島県)、6月には北陸(新潟県)での販売を始めました。既存商品の品質向上のため、2026年6月にグランドメニューを改定しました。海外については、2026年1月中国広州で新工場が竣工し、武漢に1号店を開店しました。また、ベトナムについては2025年10月に3号店を開店し、2026年6月にはマレーシアに1号店を開店しました。引き続き新規出店を進めてまいります。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は、3,014億83百万円（前期比17.4%増）、営業利益は164億19百万円（前期比5.9%増）、経常利益は168億30百万円（前期比6.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は110億46百万円（前期比1.1%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

「日本」は、一昨年から続く円安による食材価格やエネルギー価格の上昇の影響を受けておりますが、ストアコンディションを維持できる店内組織の構築、メニュー施策やDX活用の効果などにより、売上高は2,033億36百万円（前期比17.6%増）、営業利益は60億9百万円（前期比19.4%増）となりました。

「豪州」は、当社で使用する食材の製造等を行っており、売上高は141億16百万円（前期比26.6%増）、営業利益は7億49百万円（前期比130.3%増）となりました。

「アジア」は、新規出店を継続的に進め、店舗数が増加したことなどにより、売上高は981億47百万円（前期比17.1%増）、営業利益97億12百万円（前期比4.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は211億76百万円であり、その主なものは、店舗の新設（127店舗）などによるものであります。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得、店舗を賃借するための敷金、差入保証金及び建設協力金の支払いを含みます。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第51期 (2023年8月期)	第52期 (2024年8月期)	第53期 (2025年8月期)	第54期 (2026年8月期) (当連結会計年度)
売上高	183,244百万円	224,542百万円	256,714百万円	301,483百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	5,154百万円	8,149百万円	11,164百万円	11,046百万円
1株当たり当期純利益金額	105円62銭	166円28銭	227円46銭	224円81銭
総資産	155,121百万円	168,136百万円	179,446百万円	210,126百万円
純資産	99,031百万円	110,803百万円	117,157百万円	135,552百万円
1株当たり純資産額	2,014円23銭	2,246円30銭	2,373円55銭	2,738円54銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。また、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、連結貸借対照表において自己株式に計上しているため、期中平均株式数から控除しております。
2. 第54期の営業成績の状況につきましては、前記の「(1) ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な子会社の状況(2026年8月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)
SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.	オーストラリア ヴィクトリア州	3,890 (64百万豪ドル)	肉製品・ソース類等 食材の製造	100
上海薩莉亜餐飲有限公司	中華人民共和国 上海市	1,344 (98百万元)	イタリアンレストランの チェーン展開	100
広州薩莉亜餐飲有限公司	中華人民共和国 広州市	1,042 (79百万元)	イタリアンレストランの チェーン展開	100
台湾薩莉亜餐飲股份有限公司	台湾 台北市	914 (290百万TWD)	イタリアンレストランの チェーン展開	100
北京薩莉亜餐飲管理有限公司	中華人民共和国 北京市	891 (66百万元)	イタリアンレストランの チェーン展開	100
HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区	493 (40百万HKD)	イタリアンレストランの チェーン展開	100
SINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.	シンガポール	561 (8百万SGD)	イタリアンレストランの チェーン展開	100
広州薩莉亜食品有限公司	中華人民共和国 広州市	4,943 (33百万USD)	ソース類等食材の製造	100
VIETNAM SAIZERIYA CO.,LTD.	ベトナム	612 (100,000百万VND)	イタリアンレストランの チェーン展開	100

名称	住所	資本金 （百万円）	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 （%）
広東省薩莉亜餐飲管理有限公司	中華人民共和国 広州市	296 （7百万元）	中国に所在する当社子会社へのサービスの提供	100
武漢薩莉亜餐飲有限公司	中華人民共和国 武漢市	296 （2百万USD）	イタリアンレストランのチェーン展開	100
SAIZERIYA AUSTRALIA RISTORANTE PTY LTD	オーストラリア ヴィクトリア州	343 （3百万AUD）	イタリアンレストランのチェーン展開	100
SAIZERIYA MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア	336 （8百万MYR）	イタリアンレストランのチェーン展開	100

（注）SAIZERIYA MALAYSIA SDN.BHD.は、当連結会計年度において新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

（4）対処すべき課題

現在、以下の項目を対処すべき課題と考えております。

①店舗組織の構築ができるストアマネジャーの育成
レベルの高い店舗マネジメント業務を行えるストアマネジャーを育成し、生産性を向上していきます。

②積極的な店舗修繕の実施で店舗環境改善
年数の経過による店舗の老朽化への対応も含め、店内環境の改善のために、予防保全も含め、積極的に店舗修繕を行ってまいります。

③グローバルな視野での、生産・物流・購買の再構築
グループ全体をひとつとしてとらえ、原料調達から、発注・輸送・受入・品質管理・倉庫・店舗までを一貫して管理し、安定供給と原価管理ができる体制づくりを行うことで、粗利益率の改善を行ってまいります。

④コミッサリー機能による店舗作業削減
コミッサリーで店舗への配送方法や配送形態を工夫することにより、店舗の作業負荷を減らし効率化をはかります。

⑤作業モデル、店舗レイアウトモデル、利益モデルづくり
店舗のキッチンやフロアの作業の標準化、作業モデルに合った店舗レイアウトへの改善、それらにより店舗生産性を改善していきます。

⑥DX推進、IT投資の継続、サイバーセキュリティ対策の充実
IT技術の活用により店舗オペレーションの効率化を行うための投資を継続していきます。グループ全体の情報インフラ層の標準化を基礎として、クラウド技術を活用したグローバル標準化を行うことで、セキュリティを強化するとともに、バックアップ体制の強化、従業員教育の徹底などによりサイバーリスク対応を進めます。

⑦SDGsを推進（食品ロス削減、プラスチックの削減やリサイクル、省エネ）
生産、加工、配送、販売までを一貫して行い、すべての工程で品質の向上と効率化を行う事により、ロスの削減を行うなど商品の品質向上と原価低減をおこないます。

⑧出店戦略に向けた、人財の確保、教育制度
本部・センター社員の研修体系と社内インターン受け入れ態勢の確立を行い、若手社員の定着率を向上することで、昇格者数を増やし、新規出店にも対応できる人員体制をととのえていきます。

⑨海外新拠点や新規国も含めた出店戦略
マレーシア、オーストラリアに続く、新規進出国の調査を行うことで、戦略的な出店を進めていきます。

(5) 主要な事業内容（2026年8月31日現在）

当社グループは、「誰でも気軽に選んで楽しめる料理を提供したい」という強い思いのもと、ロマン（目指す姿）とビジョン（目標）を掲げています。日本だけではなく世界中の人々が、誰でも平等に、豊かな食を享受する幸せを目指しています。

ロマン

世界中の人々においしくて健康的なイタリアの家庭料理を、店舗で便利に楽しく食べられるようにすること

ビジョン

世の中の人にとってなくてはならない店舗を10,000店つくること

ロマンが目指す「楽しい食卓」

「La Buona Tavola」ラ・ブォーナ・ターヴォラは、陽気なイタリアで出会った、おいしくて「楽しい食卓」のこと。

サイゼリヤの「La Buona Tavola」は、5つの要素で構成されています。

「La Buona Tavola」

・誠実さ　　いつも安くておいしい料理でうれしい
・つながり　心が満たされ会話が弾み、幸せになれる
・本物　　イタリアで長年愛されている、健康的な料理が食べられる
・便利さ　　シーンや気分に合わせていつでも気軽に食べられる
・楽しさ　　好きな料理を自由に組み合わせられる

「La Buona Tavola」を通して、気軽に人々が集い、人と人とのつながりを育む、地域にとって、なくてはならない場所を目指しており、当社（株式会社サイゼリヤ）及び子会社13社で構成され、外食事業を基幹事業としております。

① 日本

当社は、イタリアンワイン＆カフェレストラン『サイゼリヤ』を全国に1,070店舗運営しております。国内の5工場では、店舗で使用する食材の製造及び物流業務を行っております。

② 豪州

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.は、当社で使用する食材の製造等を行っております。

SAIZERIYA AUSTRALIA RISTORANTE PTY LTDは、レストラン『サイゼリヤ』の開店に向けた各種準備を計画的に進めております。

③ アジア

上海薩莉亜餐飲有限公司は、上海でレストラン『サイゼリヤ』を217店舗運営しております。

広州薩莉亜餐飲有限公司は、広州でレストラン『サイゼリヤ』を246店舗運営しております。

台湾薩莉亜餐飲股份有限公司は、台北でレストラン『サイゼリヤ』を27店舗運営しております。

北京薩莉亜餐飲管理有限公司は、北京でレストラン『サイゼリヤ』を90店舗運営しております。

HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITEDは、香港でレストラン『サイゼリヤ』を78店舗運営しております。

SINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.は、シンガポールでレストラン『サイゼリヤ』を44店舗運営しております。

広州薩莉亜食品有限公司は、当社の子会社で使用する食材の製造等を行っております。

VIETNAM SAIZERIYA CO.,LTD.は、ベトナムでレストラン『サイゼリヤ』を3店舗運営しております。

広東省薩莉亜餐飲管理有限公司は、中国に所在する当社の子会社に対し、サービスの提供等を行っております。

武漢薩莉亜餐飲有限公司は、武漢でレストラン『サイゼリヤ』を2店舗運営しております。

SAIZERIYA MALAYSIA SDN.BHD.は、マレーシアでレストラン『サイゼリヤ』を1店舗運営しております。

（6）主要な営業所及び工場（2026年8月31日現在）

当社本社　　埼玉県吉川市旭2番地5

国内生産拠点　吉川工場、神奈川工場、福島工場、兵庫工場、千葉工場

国内営業拠点　全国42都道府県、1,070店舗

地域別店舗分布

地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数
東京都	188	栃木県	16	滋賀県	6
千葉県	124	福島県	15	熊本県	6
神奈川県	118	新潟県	13	山梨県	5
埼玉県	93	岐阜県	13	秋田県	4
大阪府	79	広島県	12	福井県	4
愛知県	75	長野県	11	和歌山県	4
兵庫県	47	群馬県	9	香川県	4
茨城県	27	石川県	9	山口県	3
静岡県	26	青森県	7	愛媛県	3
福岡県	26	奈良県	7	佐賀県	3
北海道	21	岡山県	7	大分県	3
京都府	20	岩手県	6	鳥取県	2
宮城県	19	山形県	6	島根県	2
三重県	19	富山県	6	徳島県	2

海外生産拠点　オーストラリアヴィクトリア州、中国広州市

海外営業拠点　中国上海市、中国広州市、中国北京市、中国武漢市、台湾台北市、香港、シンガポール、ベトナム、マレーシア

(7) 従業員の状況（2026年8月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
5,419（19,907）	551増（2,232増）

（注） 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数（1人当たり1日8時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
2,302（13,657）	87増（1,803増）	40.2歳	14.7年

（注） 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数（1人当たり1日8時間換算）を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,500百万円
株式会社三井住友銀行	1,500百万円
株式会社千葉銀行	1,500百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年8月31日現在）

① 発行可能株式総数　　73,208,000株

② 発行済株式の総数　　49,803,947株（自己株式2,468,395株を除く）

③ 株主数　　37,188名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
正垣　泰彦	13,181,892	26.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,951,900	11.95
株式会社バベット	4,300,516	8.63
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,781,400	5.58
サイゼリヤ従業員持株会	1,279,443	2.57
バークレイズ証券株式会社 BNYM	740,000	1.49
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	702,426	1.41
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	657,425	1.32
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）	561,700	1.13
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	434,543	0.87

(注)1. 当社は自己株式を2,468,395株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
また、当該自己株式には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託Ｅ口)が保有する当社株式561,700株を含んでおりません。
なお、同株式は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。
2. 持株比率は、自己株式数を控除した発行済株式の総数により算出しております。
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	14,000株	2名
社外取締役（監査等委員を除く）	－	－
取締役（監査等委員）	－	－

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	正垣　泰彦	
代表取締役社長	松谷　秀治	
取締役	長岡　伸	海外事業本部長兼広東省薩莉亜餐飲管理有限公司董事長
取締役(常勤監査等委員)	益岡　伸之	
取締役(監査等委員)	松田　道春	松田公認会計士事務所所長 株式会社オープンドア社外監査役
取締役(監査等委員)	荒川　隆	一般財団法人食品産業センター理事長
取締役(監査等委員)	江口　真理恵 (現姓：坂口)	祝田法律事務所パートナー弁護士 株式会社ワイヤレスゲート社外取締役監査等委員 株式会社五十嵐電機製作所社外取締役監査等委員

(注) 1. 松田道春、荒川隆、江口真理恵の3氏は社外取締役であります。
2. 当社は、松田道春、荒川隆、江口真理恵の3氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）松田道春氏は、公認会計士としての専門知識及び豊富な経験と知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）荒川隆氏は、農林水産省の要職を歴任されるなど豊富な経験と高い見識を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）江口真理恵氏は、弁護士としての専門知識及び豊富な経験と知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役3名と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役(監査等委員である取締役を含む。)が株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が利益又は便宜の供与を違法に得た事実や法令に違反することを認識しながら行為を行った事実に起因する損害賠償請求を受けた場合、上記保険契約によっても損害を填補されないこととなっております。

④ 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由
当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、益岡伸之氏を常勤の監査等委員として選定しております。

⑤ 取締役の報酬等
イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針
当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、2021年10月13日開催の取締役会において、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬について同委員会に諮問をすることを決議いたしました。

この度、2026年6月16日に開催された取締役会及び監査等委員会において、全取締役に共通して適用される株式報酬の基本方針として「取締役（監査等委員である取締役を含む）に対する株式報酬に関する基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）を新たに決議いたしました。併せて、同日の取締役会において、従前の「取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を本基本方針に基づくものと位置づけて再整理し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬類型について社内取締役・社外取締役の別を廃したほか、軽微な字句の変更を行いました。また、2026年9月18日の監査等委員会において、本基本方針に基づき、「監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を新たに決議致しました。
なお、当社は、取締役の報酬等に関する任意の報酬委員会を設置しており、上記の取締役会及び監査等委員会の決議はいずれも、報酬委員会への諮問を経た上で行われております。

(A)【取締役（監査等委員である取締役を含む）に対する株式報酬に関する基本方針】
当社は、以下の「ロマン」と「ビジョン」の実現を通じて、世界中の人々が、誰でも平等に、豊かな食を享受する幸せを目指しています。
「ロマン」
世界中の人々においしくて健康的なイタリアの家庭料理を、店舗で便利に楽しく食べられるようにすること
「ビジョン」
世の中の人にとってなくてはならない店舗を10,000店つくること
取締役（監査等委員である取締役を含む）の報酬は、この「ロマン」と「ビジョン」の実現にむけて適切な動機付けを与え、優秀な人材を確保することに資するものである必要があります。
「ロマン」と「ビジョン」の実現は、中長期的な企業価値の向上をもたらし、株主・お客様・取引先・従業員等のすべてのステークホルダーにとっての価値向上をもたらします。中長期的な企業価値の向上は株式時価総額の増大に反映されることから、当社は株式によ

る報酬を、各役職に求められる機能を考慮しつつ活用することで、企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、優秀な人材の獲得・確保を図ってまいります。
なお、このことは、取締役以外の執行役員等の経営幹部はもとより、準社員を含む全従業員にとって共通です。従って、取締役以外の従業員に対しても、株式による報酬制度を積極的に活用してまいります。

(B)【取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】
　取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

a.基本方針
　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬)、業績連動報酬等（金銭報酬）及び非金銭報酬等により構成する。

b.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
　当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準や当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c.業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容並びに額又は数の算定方法の決定に関する方針
　業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益に応じて算出する。目標となる業績指標(KPI）とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。
　非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、株式報酬型ストック・オプション、譲渡制限付株式報酬等とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準や当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

d.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬及び非金銭報酬のウェイトが高まる構成とし、具体的な種類別の報酬割合は代表取締役に一任する。

e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等の評価配分とする。取締役会は、社外取締役を含んだ任意の報酬委員会を設置し、代表取締役は当該報酬委員会の答申をふまえて決定するものとすることによって、取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう監視する。

取締役会は、当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬等の内容等について当該決定方針と整合するものとして報酬委員会の答申を尊重し決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(C)【監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】
監査等委員である取締役の個人別の報酬の配分については、会社法の定めにより、株主総会にて決議された限度額の範囲内において、監査等委員相互の協議によって決定されますが、(A)の【取締役（監査等委員である取締役を含む）に対する株式報酬に関する基本方針】に従い、監査等委員である取締役に対しても株式による報酬の付与を検討することとなりました。そこで、2026年7月16日の監査等委員会において、監査等委員会として、「監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を新たに策定することとし、その原案について報酬委員会に諮問を行い、その答申を参考とすることを決議致しました。併せて、監査等委員である取締役に対する個人別の株式による報酬の配分についても、報酬委員会に対して「監査等委員である取締役の個人別報酬の内容の原案」を諮問し、その答申を参考とすることを決議致しました。なお、これらの諮問においては、報酬委員会の委員構成において報酬委員である社外取締役が全員監査等委員であることにも鑑み、諮問する原案の提出は社内取締役（監査等委員を除く）が行うものとし、報酬委員会の答申の適正性・中立性を確保することと致しました。

報酬委員会による答申を参考として2026年9月18日の監査等委員会において決議した監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

a.基本方針
当社の監査等委員である取締役の報酬は、金銭による固定報酬を基本とするが、監査等委員の職責は、当社の業務執行の監査・監督を通じてリスクを未然に防ぎ、適切な企業内容の開示を促進し、当社に対するステークホルダーの信頼を確保することを通じて企業価値の維持向上に資するものであることから、「取締役（監査等委員である取締役を含む）に対する株式報酬に関する基本方針」に沿い、監査等委員としての職責を阻害しない範囲で、株式による報酬を付与するものとする。

b.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の監査等委員である取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c.非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、株式による報酬とし、監査等委員としての職責を阻害しないものとするため、以下を条件とする。

・業績連動型ではないこと
・付与決議時点において個人別の金銭報酬額の100%を超えないこと

ロ．取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長松谷秀治に対し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）個人の報酬額の決定を委任しております。委任をした理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職責に応じた評価を行うには会社の業務執行全般に責任を負う代表取締役社長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性について確認しております。

ハ．役員報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	196 (―)	122 (―)	―	73 (―)	3 (―)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	31 (16)	31 (16)	―	―	4 (3)

（注）1. 取締役(監査等委員を除く)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第44期定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円)、また、この報酬等の額と別枠で、ストックオプション報酬額として年額200百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円)、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額200百万円以内(社外取締役は除く)と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は7名(うち、社外取締役1名)です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第44期定時株主総会において年額50百万円以内、また、この報酬等の額と別枠で、ストックオプション報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち、社外取締役2名)です。
4. 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式による報酬額(取締役(監査等委員を除く)73百万円)が含まれております。なお、譲渡制限付株式は、原則として2年間の譲渡制限を設けており、譲渡制限期間中、継続して対象取締役の地位にあることを解除条件としております。ただし、任期満了その他の正当な事由により退任した場合には、在職期間等に応じて譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されなかった株式については、当社が無償で取得するものとしております。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）の松田道春氏は、松田公認会計士事務所所長及び株式会社オープンドアの社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）の荒川隆氏は、一般財団法人食品産業センターの理事長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）の江口真理恵氏は、祝田法律事務所パートナー弁護士、株式会社ワイヤレスゲートの社外取締役監査等委員及び株式会社五十嵐電機製作所の社外取締役監査等委員を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

取締役（監査等委員）の松田道春氏は、当事業年度に開催した取締役会15回中15回及び監査等委員会13回中13回すべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、取締役の指名や報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化に努めております。

取締役 （監査等委員）の荒川隆氏は、当事業年度に開催した取締役会15回中15回及び監査等委員会13回中13回すべてに出席し、農林水産省における豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。また、指名委員会の委員を務め、取締役の指名に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化に努めております。

取締役（監査等委員）の江口真理恵氏は、当事業年度に開催した取締役会15回中15回及び監査等委員会13回中13回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、取締役の指名や報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化に努めております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	83百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画の監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 子会社の監査に関する事項

当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑤ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みが無いと思われる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会の決議に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議いたします。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4)業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制についての内容は、以下の通りであります。

① 取締役及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社グループは、サイゼリヤに関わるすべての人が幸せになるための考え方である「人のため」「正しく」「仲良く」を基本理念にしており、その理念に即した企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者はじめグループ会社全役職員に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理を遵守する企業活動とする。

・代表取締役は、コンプライアンス（法令遵守）の構築･整備･維持にあたる。

・監査等委員会及び内部監査部門は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

・取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

・当社グループは、全役職員が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを通報しても、当該役職員に不利益な扱いを行わない旨等をグループ内部通報規程に規定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、関連諸規程に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理及び保存する。

・監査等委員会及び内部監査部門は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社グループは、様々なリスクを一元的に俯瞰し、リスクを洗い出し、リスクを予防し、またリスクが発生した場合は迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限にくい止め、再発を防止し、当社グループの企業価値を保全することを目的に、リスク管理規程を定める。

・リスク管理規程に則し、リスク管理委員会は、内部統制と一体化したグループ全体のリスク管理体制を構築、整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社グループは、中期経営計画及び年度経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にし、定期的にその進捗状況を確認する。

・各部門責任者は、経営計画に基づき、各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制の計画を作成し、月次などのマネジメントサイクルに基づいて各部門の目標の進捗状況を明確にし、定期的にその進捗状況を確認する。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は関係会社の管理を行い、定期的に経営状況について報告及び資料の提出をさせる。

・当社から関係会社に対し役職員を派遣するとともに、関係会社の業務の執行状況を把握し、事業活動の有効性を確認する。

・当社グループの役職員によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともにグループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有する。
・監査等委員会及び内部監査部門は、定期又は随時に関係会社の管理体制を監査し、その状況を取締役会に報告する。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び職員等に関する事項
・監査等委員会監査の実効性確保の観点から、補助役職員等として必要な人員を選任し、体制の充実を図る。
・補助役職員等は、独立性確保の観点から専ら監査等委員会の指揮命令の下で職務を執行する。
・補助役職員等の任命、異動などについては監査等委員会の同意を必要とする。

⑦　当社及び子会社の取締役及び職員等が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び職員等は、当社若しくは当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又は当社若しくは当社グループに関する重大な法令若しくは定款違反の事実を知ったときは、直ちに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会から業務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。
・子会社の取締役、監査役及び職員等は、当社若しくは当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又は当社若しくは当社グループに関する重大な法令若しくは定款違反の事実を知ったときは、当社の子会社管理部門を通じて、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
・当社グループに重大な影響を及ぼす事項を発見した当社グループの全役職員は、グループ内部通報規程に基づき、当社グループが定めるグループ共通の統一的通報窓口に通報することができる。通報された内容は、外部弁護士を窓口として、監査等委員会に報告される。
・監査等委員会に上記の報告をした者及びグループ内部通報制度で通報した者が当該報告又は通報をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わない旨等をグループ内部通報規程に規定し、当社グループに周知する。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員は、代表取締役と定期的に協議し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
・監査等委員は、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席し、会議議事録などの書類を閲覧することができる。
・当社は、監査等委員会が、必要に応じ当社グループの会計監査人及び外部法律事務所等と情報交換を行い、効率的かつ効果的な監査を行える体制を整備する。
・監査等委員がその職務の執行について費用の前払等を請求したときは、当社は、当該費用がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下の通りであります。

取締役の職務執行については、取締役が法令、定款及び社内規程等に則って行動しており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、監査等委員が、取締役会等を通じて積極的に発言をする機会を設けることで、監督機能を強化しております。

監査等委員は、取締役会や経営会議などの重要な会議への出席を通じ、また、会計監査人や内部監査部門との積極的な情報交換を通じて、当社の業務の適正性を確認しております。

子会社の内部統制の整備運用状況は、子会社の管理部門が確認するとともに、親会社である当社の取締役及び内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

［備　考］

1. 本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

連結貸借対照表

（2026年8月31日現在）　　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**107,013**	**流動負債**	**50,185**
現金及び預金	67,651	買掛金	14,357
売掛金	3,610	1年内返済予定の長期借入金	6,000
テナント未収入金	3,286	リース債務	10,248
商品及び製品	22,440	未払法人税等	2,833
原材料及び貯蔵品	2,538	賞与引当金	2,073
その他	7,486	資産除去債務	223
固定資産	**103,113**	その他	14,449
有形固定資産	**87,263**	**固定負債**	**24,388**
建物及び構築物	36,481	株式給付引当金	1,756
機械装置及び運搬具	6,227	リース債務	13,273
工具、器具及び備品	8,784	資産除去債務	9,252
土地	6,869	その他	106
リース資産	19	**負債合計**	**74,574**
使用権資産	22,538	**純資産の部**	
建設仮勘定	6,342	**株主資本**	**117,083**
無形固定資産	**859**	資本金	8,612
投資その他の資産	**14,990**	資本剰余金	12,476
敷金及び保証金	12,340	利益剰余金	104,288
建設協力金	8	自己株式	△8,294
長期貸付金	20	**その他の包括利益累計額**	**17,768**
繰延税金資産	2,490	為替換算調整勘定	17,768
その他	142	**新株予約権**	**700**
貸倒引当金	△12	**純資産合計**	**135,552**
資産合計	**210,126**	**負債・純資産合計**	**210,126**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2025年9月 1日
至　2026年8月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		301,483
売上原価		131,693
売上総利益		**169,790**
販売費及び一般管理費		153,371
営業利益		**16,419**
営業外収益		
受取利息	603	
為替差益	155	
保険金収入	14	
補助金収入	216	
その他	302	1,292
営業外費用		
支払利息	797	
自己株式取得費用	5	
その他	78	881
経常利益		**16,830**
特別利益		
固定資産売却益	15	
補償金収入	53	
新株予約権戻入益	47	116
特別損失		
減損損失	783	
固定資産除却損	212	
店舗閉店損失	107	1,103
税金等調整前当期純利益		**15,844**
法人税、住民税及び事業税	4,566	
法人税等調整額	231	4,797
当期純利益		**11,046**
親会社株主に帰属する当期純利益		**11,046**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

（2026年8月31日現在）　　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**61,523**	**流動負債**	**30,567**
現金及び預金	27,837	買掛金	11,691
売掛金	3,570	1年内返済予定の長期借入金	6,000
テナント未収入金	3,148	リース債務	11
商品及び製品	18,718	未払金	6,036
原材料及び貯蔵品	1,325	未払費用	169
前払費用	1,868	未払法人税等	2,201
その他	5,054	未払消費税等	2,206
固定資産	**70,931**	預り金	595
有形固定資産	**42,581**	前受収益	2
建物	21,361	賞与引当金	1,086
構築物	435	設備関係未払金	510
機械及び装置	3,198	資産除去債務	30
車輌運搬具	0	その他	26
工具､器具及び備品	4,961	**固定負債**	**9,246**
土地	6,625	株式給付引当金	1,756
リース資産	19	リース債務	12
建設仮勘定	5,979	資産除去債務	7,379
無形固定資産	**716**	その他	99
借地権	5	**負債合計**	**39,814**
商標権	2	**純資産の部**	
ソフトウェア	579	**株主資本**	**91,940**
電話加入権	57	資本金	8,612
無形固定資産仮勘定	70	資本剰余金	12,476
投資その他の資産	**27,634**	資本準備金	9,007
関係会社株式	15,431	その他資本剰余金	3,469
長期貸付金	20	利益剰余金	79,145
長期前払費用	61	利益準備金	2,153
繰延税金資産	3,704	その他利益剰余金	76,992
敷金及び保証金	8,371	別途積立金	49,010
建設協力金	8	繰越利益剰余金	27,982
店舗賃借仮勘定	16	自己株式	△8,294
その他	32	**新株予約権**	**700**
貸倒引当金	△12	**純資産合計**	**92,640**
資産合計	**132,455**	**負債・純資産合計**	**132,455**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2025年9月 1日
至　2026年8月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		203,336
売上原価		98,158
売上総利益		**105,177**
販売費及び一般管理費		99,168
営業利益		**6,009**
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	3,420	
為替差益	122	
受取ロイヤリティー	3,909	
その他	114	7,583
営業外費用		
支払利息	27	
自己株式取得費用	5	
その他	7	40
経常利益		**13,552**
特別利益		
補償金収入	53	
新株予約権戻入益	47	101
特別損失		
減損損失	291	
固定資産除却損	53	
店舗閉店損失	30	375
税引前当期純利益		**13,277**
法人税、住民税及び事業税		2,957
法人税等調整額		80
当期純利益		**10,240**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月21日

株式会社サイゼリヤ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
さいたま事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　孫　　延生

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤井淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイゼリヤの2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイゼリヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月21日

株 式 会 社 サ イ ゼ リ ヤ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
さ い た ま 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 孫 延 生

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤 井 淳 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイゼリヤの2025年9月1日から2026年8月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の状況の報告を受け、必要に応じて子会社へ直接往査して事業等の状況を確認しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月21日

株式会社サイゼリヤ　監査等委員会

常勤監査等委員　益　岡　伸　之　㊞

監査等委員　松　田　道　春　㊞

監査等委員　荒　川　隆　㊞

監査等委員　江　口　真　理　恵　㊞

（注）監査等委員松田道春氏、荒川隆氏及び江口真理恵氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

第54期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、増配することといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円（前期に比べ5円増配）
配当総額1,743,138,145円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年11月30日

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	正垣　泰彦（しょうがき　やすひこ） （1946年1月6日）	1968年 4月　レストラン　サイゼリヤ創業 1973年 5月　株式会社マリアーヌ商会（現・株式会社サイゼリヤ）を設立 代表取締役社長就任 2009年 4月　代表取締役会長就任（現任）	13,181,892株
2	松谷　秀治（まつたに　ひではる） （1958年3月23日）	1984年 6月　当社入社 1995年 3月　資材部長 1996年11月　取締役就任 2008年11月　店舗運営本部長 2010年11月　取締役執行役員就任 2012年 9月　マーチャンダイジング本部長 2018年12月　戦略インフラ本部長 2019年11月　執行役員就任 2020年 4月　総務本部長 2022年 9月　社長執行役員就任（現任） 2022年11月　代表取締役社長就任（現任）	61,072株
3	長岡　伸（ながおか　のぼる） （1962年8月4日）	1986年 7月　当社入社 1995年 3月　商品部長 1996年11月　取締役就任 2007年 3月　第2事業部長 2010年 5月　組織開発本部長 2010年11月　取締役執行役員就任（現任） 2018年12月　海外事業本部長 2025年 7月　広東省薩莉亜餐飲管理有限公司董事長 2026年 9月　特命担当プロジェクト長(現任)	50,770株

（注1）各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注2）当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役(監査等委員である取締役を含む。)が株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が利益又は便宜の供与を違法に得た事実や法令に違反することを認識しながら行為を行った事実に起因する損害賠償請求を受けた場合、上記保険契約によっても損害を填補されないこととなっております。取締役候補者は、いずれも重任予定であることから、既に当該保険の被保険者であり、重任が承認された場合は引き続き被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	益岡伸之（ますおかのぶゆき） （1958年6月17日）	1983年 4月　当社入社 1991年10月　取締役就任 1995年11月　常務取締役就任 2007年 3月　取締役就任 2009年 4月　海外事業部長 2019年11月　執行役員就任 2020年11月　理事就任 2023年 9月　理事業務監査室長就任 2024年11月　当社取締役（常勤監査等委員）就任（現任）	14,472株
2	松田道春（まつだみちはる） （1961年2月14日）	1998年 1月　監査法人トーマツ （現・有限責任監査法人トーマツ）入所 2006年 6月　同法人パートナー就任 2017年 9月　松田公認会計士事務所開設（現任） 2017年11月　マニー（株）社外取締役就任 2018年11月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2019年 6月　（株）オープンドア社外監査役就任（現任）	－株
3	荒川隆（あらかわたかし） （1959年5月5日）	1982年 4月　農林水産省入省 2015年 8月　同省　大臣官房長 2017年 7月　同省　農村振興局長 2019年 1月　損害保険ジャパン日本興亜（株）顧問 2021年 6月　一般財団法人食品産業センター 理事長（現任） 2021年11月　当社社外取締役就任 2022年11月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	江口真理恵（えぐちまりえ） （戸籍上の氏名：坂口真理恵（さかぐちまりえ）） （1985年9月28日）	2011年12月　弁護士登録 2012年 1月　渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 入所 2014年 7月　祝田法律事務所入所 2021年 3月　株式会社ワイヤレスゲート 社外取締役(監査等委員)（現任） 2022年11月　当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2024年 5月　株式会社五十嵐電機製作所 社外取締役(監査等委員)就任（現任） 2024年 7月　祝田法律事務所パートナー弁護士就任(現任)	－株

（注1）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注2）江口真理恵氏の戸籍上の氏名は、坂口真理恵であります。

（注3）松田道春氏、荒川隆氏及び江口真理恵氏は、社外取締役候補者であります。3氏を社外取締役候補者として選任する理由は次のとおりであります。

(1)松田道春氏につきましては、公認会計士としての専門知識及び豊富な経験を有しており、当社の監査・監督体制を強化することを期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役監査等委員としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2)荒川隆氏につきましては、農林水産省の要職を歴任されるなど、豊富な経験と高い見識を有しており、当社の監査・監督体制を強化することを期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役監査等委員としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(3)江口真理恵氏につきましては、弁護士としての専門知識及び豊富な経験を有しており、当社の監査・監督体制を強化することを期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役監査等委員としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

（注4）松田道春氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって8年であります。
（注5）荒川隆氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって5年、うち監査等委員である取締役の在任期間は4年であります。
（注6）江口真理恵氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
（注7）当社は、松田道春氏、荒川隆氏及び江口真理恵氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本総会において3氏の再任が承認された場合には、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度は、法令の定める最低限度額といたします。
（注8）当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。益岡伸之氏、松田道春氏、荒川隆氏及び江口真理恵氏は、いずれも重任予定であることから、既に当該保険の被保険者であり、重任が承認された場合は引き続き被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額改定および取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年11月29日開催の第44期定時株主総会において、年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分の報酬を含まない)(うち社外取締役年額50百万円以内)、及び別枠でストックオプションのための報酬額として年額200百万円以内＜年200,000株以内＞(うち社外取締役年額20百万円以内)、さらに別枠で譲渡制限付株式付与のための報酬として年額200百万円以内＜年100,000株以内＞(社外取締役には付与しない）とご承認いただいております。

2026年6月16日の取締役会において「取締役（監査等委員である取締役を含む）に対する株式報酬に関する基本方針」を決議したことにともない、この基本方針に沿って、今後より一層の企業価値向上を図り、株主の皆様との価値共有を進めるために適切な役員報酬インセンティブの在り方について検討を行い、①ストックオプションのための報酬額を廃し、より株主の皆様との価値共有のインセンティブ効果が高いと考えられる譲渡制限付株式報酬に集約する、②社外取締役に対しても譲渡制限付株式報酬の枠を設ける、ことを軸とし、併せて今後の更なる業容拡大にも備えた機動的運用を図るために、以下の改訂をお願いするものであります。

- 社外取締役の報酬限度枠について現行の内数から外数（別枠）として確実な確保を図る
- 金銭報酬については、現行の年額500百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）を、社内取締役年額500百万円以内・社外取締役年額50百万円以内に改定する
- 株式関連報酬については、現行のストックオプションのための報酬額（年額200百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内））を廃し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額を現行の年額200百万円以内（社外取締役には付与しない）から、社内取締役年額500百万円以内・社外取締役年額50百万円以内とする

また、各取締役への具体的な配分については、取締役会から委任をうけた代表取締役が、2021年10月13日開催の取締役会決議により設置された任意の報酬委員会への諮問と同委員会からの答申を踏まえて決定するものとしております。

当社は2026年6月16日の取締役会において、「取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定方針」を定めており、その内容は本招集通知添付書類である事業報告の「2．会社の現況（2）会社役員の状況 ⑤取締役の報酬等」に記載のとおりですが、当該方針

は、前述の2026年6月16日の取締役会において決議した「取締役（監査等委員である取締役を含む）に対する株式報酬に関する基本方針」を反映したものであり、本議案が原案どおり承認可決された場合における方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。

本議案は、当該方針に沿う内容の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、取締役（監査等委員である取締役を除く）に1年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数52,272,342株に占める割合は、最大約0.5%であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名（社内取締役3名、社外取締役0名）であり、第2号議案(取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件)が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名（社内取締役3名、社外取締役0名）となります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、社内取締役年間250,000株以内、社外取締役年間25,000株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

（ご参考）

続く第5号議案（監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件）とあわせると、以下のとおり改訂されます。

（現行）

		金銭報酬	ストックオプション	譲渡制限付株式
取締役（監査等委員を除く）	社内取締役	年額500百万円 以内	年額200百万円 年200,000株 以内	年額200百万円 年100,000株 以内
	社外取締役	（内年額50百万円 以内）	（内年額20百万円 以内）	（付与しない）
監査等委員である取締役		年額50百万円 以内	年額20百万円 年20,000株 以内	―

（改定案）

		金銭報酬	ストックオプション	譲渡制限付株式
取締役（監査等委員を除く）	社内取締役	年額500百万円 以内	―	年額500百万円 年250,000株 以内
	社外取締役	年額50百万円 以内	―	年額50百万円 年25,000株 以内
監査等委員である取締役		年額50百万円 以内	―	年額50百万円 年25,000株 以内

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役（監査等委員である取締役を除く）との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、1年間から3年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

(2) 対象取締役が、譲渡制限期間満了前に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡またはその他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点（譲渡制限期間が満了する前に譲渡制限を解除する場合には当該解除をした時点）において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改訂の方法その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案は、第5号議案(監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件)の承認可決を条件として効力を生じるものといたします。

第5号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年11月29日開催の第44期定時株主総会において、年額50百万円以内、及び別枠でストックオプションのための報酬額として年額20百万円以内＜年20,000株以内＞とご承認いただいておりますが、2026年6月16日の取締役会において「取締役（監査等委員である取締役を含む）に対する株式報酬に関する基本方針」を決議したことにともない、監査等委員の職責もまた、当社の業務執行の監査・監督を通じてリスクを未然に防ぎ、適切な企業内容の開示を促進し、当社に対するステークホルダーの信頼を確保することを通じて企業価値の維持向上に資するものであることから、監査等委員としての職責を阻害しない範囲で、株式による報酬を付与するものとし、上記の報酬枠とは別枠で、当社の監査等委員である取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。なお、本議案の成立をもって、前述の第44期定時株主総会においてご承認頂きました監査等委員である取締役に対するストックオプションのための報酬額の枠（年額20百万円以内）は廃止するものと致します。

本議案に基づき当社の監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。

また、監査等委員である取締役の個別の報酬の配分については、会社法の定めにより、株主総会にて決議された限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定されますが、今後の客観的な配分に資するために、2026年7月16日の監査等委員会において、監査等委員会として、「監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を規定することとし、その原案について報酬委員会に諮問を行いその答申を参考とすることを決議致しました。あわせて、監査等委員である取締役に対する個人別の株式による報酬の配分についても、報酬委員会に対して「監査等委員である取締役の個人別報酬の内容の原案」を諮問し、その答申を参考とすることを決議致しました。なお、これらの諮問においては、現在の報酬委員会の委員構成において報酬委員である社外取締役が全員監査等委員であることにも鑑み、諮問する原案の提出は社内取締役（監査等委員を除く）が行うものとし、報酬委員会の答申の適正性・中立性を確保することと致しました。

本諮問に対して呈示された報酬委員会による答申を参考として、2026年9月18日の監査等委員会において決議した監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、本招集通知添付書類である事業報告の「２．会社の現況（２）会社役員の状況　⑤取締役の報酬等」に記載のとおりであります。当該方針は、本議案が原案どおり承認可決された場合

における方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。

本議案は、当該方針に沿う内容の監査等委員である取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、監査等委員である取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数52,272,342株に占める割合は、0.1%未満であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の監査等委員である取締役は４名(うち社外取締役３名)であり、第3号議案（監査等委員である取締役4名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名(うち社外取締役３名)となります。

また、監査等委員である取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と監査等委員である取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、１年間から３年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という)。

(2) 対象取締役が、譲渡制限期間満了前に当社の監査等委員である取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡またはその他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の監査等委員である取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除す

る本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

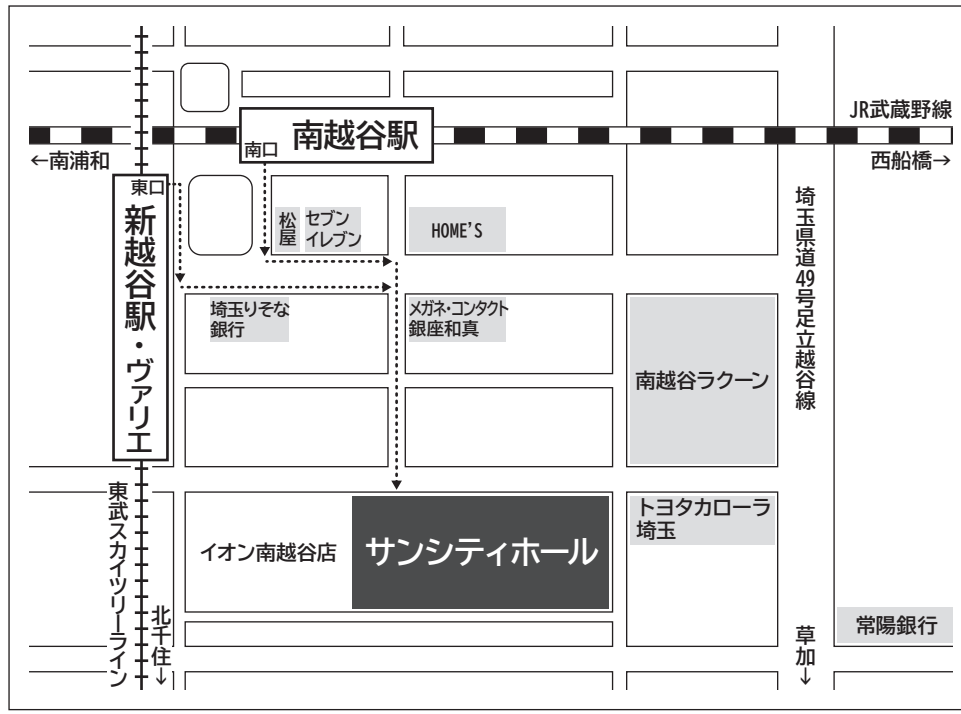
(4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改訂の方法その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案は、第4号議案【取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額改定および取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件】の承認可決を条件として効力を生じるものといたします。

以　上

株主総会会場ご案内図



名称　　越谷コミュニティセンター（サンシティホール）

（会場が前回と異なっておりますので、上記の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

所在地　　〒343-0845　埼玉県越谷市南越谷１－2876－1

問合せ先　TEL 048-985-1111

ＪＲ武蔵野線南越谷駅（南口）

東武スカイツリーライン新越谷駅（東口）より徒歩約3分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、
　お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品(お土産)の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。